

各 位

上場会社名 株式会社 大 林 組
 代表者 取締役社長 白石 達
 (コード番号 1802)
 問合せ先責任者 本社総務部長 高貝 克也
 (TEL 03 - 5769 - 1017)

当社取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入について（詳細決定）

当社は、平成 27 年 3 月 6 日開催の取締役会において、当社取締役及び執行役員へのインセンティブプランとして、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」）を導入することを決議いたしました。本日開催の取締役会において、下記のとおり本制度に関する議案を本年 6 月 26 日開催予定の第 111 回定時株主総会（以下「本株主総会」）に付議することを決議するとともに、本制度の詳細を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

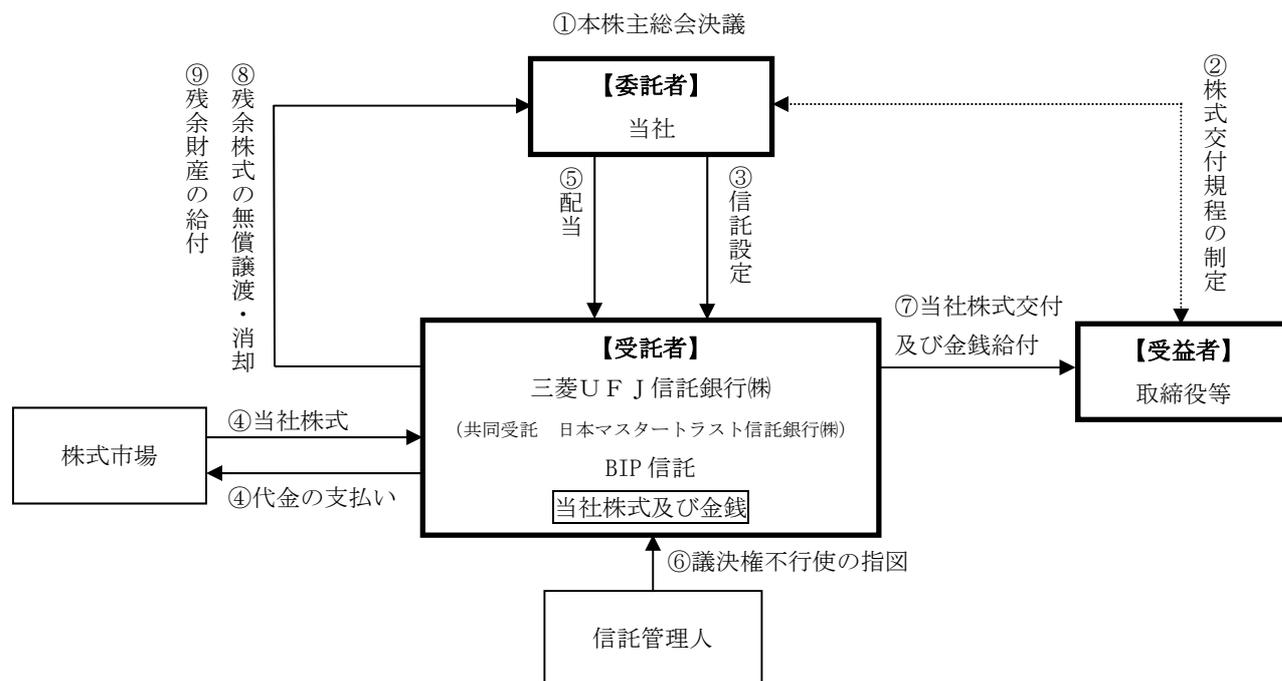
1 本制度導入の目的

- (1) 当社は、当社の取締役及び当社と委任契約を締結している執行役員（社外取締役及び海外居住者を除く。以下「取締役等」）を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性及び客観性の高い報酬制度として、本制度を導入します^(※1)^(※2)。
- (2) 取締役等に対する本制度の導入は、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ることを条件とします。
- (3) 本制度を導入するにあたり、役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP 信託」）と称される仕組みを採用する予定です。BIP 信託とは、米国の業績連動型の株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであり、BIP 信託により取得した当社株式を業績目標の達成度等に応じて取締役等に交付するものです。

(※1) 本制度の導入により、当社取締役等の報酬は、「基本報酬」及び「株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役の報酬については、従前どおり、「基本報酬」のみにより構成されます。

(※2) 当社は、取締役会の諮問機関として、社外取締役を構成員に含む報酬委員会を設置しており、報酬委員会において、本制度の導入について審議し、報酬制度に係る決定プロセスと結果の透明性、客観性を確保しています。

2 BIP 信託の仕組み



- ①当社は、本株主総会において本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ②当社は、取締役会において本制度の導入に関する役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は、①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものとします。
- ⑦信託期間中、毎事業年度における業績目標の達成度等に応じて、取締役等にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）に、当該ポイントに相当する数の当社株式が本信託から交付されます（但し、単元未満株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付される。）。
- ⑧信託期間中における業績目標の未達等により信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨受益者に分配された後の一定の残余財産は、本信託の清算時に当社へ帰属する予定です。

(注) 当社は、本株主総会決議で承認を受けた株式取得資金の範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本制度を継続する可能性があります。

(1) 本制度の概要

本制度は、平成 28 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 30 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下「対象期間」）※を対象として、各事業年度の業績目標の達成度等に応じた当社株式を役員報酬として交付する制度です。

※下記（４）イによる本信託の継続が行われた場合には、以降の各 3 事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 制度導入手続

本株主総会では、本信託に拠出する信託金の上限額、本信託が取得する当社株式の上限株数及び取締役等が付与されるポイント（下記（５）に定める。）の 1 年あたりの上限総数その他必要な事項を決議します。

なお、下記（４）イによる本信託の継続を行う場合には、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等には、その退任後に、受益者要件を満たしていることを条件として、所定の受益者確定手続を経た上で、退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）の累積ポイント数（下記（５）に定める。）に応じた数の当社株式が本信託から交付されます。

受益者要件は以下のとおりです。

- ①対象期間中に当社の取締役等として在任していること（対象期間中に新たに取締役等になった者を含む。）
- ②取締役等を退任していること※
- ③正当な理由に基づき取締役等を解任された者または取締役会による辞任勧告に従い辞任した者でないこと
- ④下記（５）に定める累積ポイント数が決定されていること
- ⑤その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※但し、下記（４）ウによる信託期間の延長が行われ、延長後の信託期間の満了時においても、本制度の対象者が取締役等として在任しているときには、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役等の在任中に当社株式が交付されます。

(4) 信託期間

ア 当初の信託期間

平成 27 年 8 月（予定）から平成 30 年 8 月（予定）までの約 3 年間とします。

イ 本制度の継続（追加拠出を伴う信託期間の延長）

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあり得ます。その場合、さらに 3 年間本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあり得ます。

ウ 本制度の終了後の取扱い（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

本制度を終了する場合においても、信託期間（上記イの本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任しているときには、直ちに本信託を終了させずに、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長します。但し、その場合には、当該取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

(5) 取締役等に交付される株式数

取締役等には、信託期間中の毎年一定の時期に、同年3月31日で終了した事業年度における業績目標の達成度等に応じてポイントが付与されます。在任期間中に死亡した取締役等については、死亡時までの期間に応じたポイントが付与されます。

各取締役等の退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」）を算定し、累積ポイント数に応じて1ポイントにつき1株の当社株式が交付されます。但し、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

(6) 信託金、取得株式数（交付株式数）及び付与ポイント数の上限

信託期間内に当社が本信託に拠出する信託金の上限額は300百万円とします。当該上限額は、現在の当社の取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬及び信託費用を加算して算出しています。

信託期間内に本信託が取得する当社株式（本信託により取締役等に交付される当社株式）の上限株式数（以下「取得株式数」という。）は450,000株とします。また、取締役等に付与される1年あたりの上限ポイント総数は、200,000ポイントとします（信託期間中の上限ポイント総数の累積値は、取得株式数の範囲内とします。）。取得株式数及び1年あたりの上限ポイント総数は、信託金の上限額を踏まえて、現時点での株価等を参考に設定しています。但し、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、取得株式数を調整します。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託は、上記(6)の株式取得資金の上限及び取得株式数の範囲内で、株式市場から当社株式を取得します。

(8) 取締役等に対する株式交付時期

受益者要件を満たす取締役等が退任する場合（または死亡した場合）、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）までに付与されていた当該ポイントに相当する数の当社株式が本信託から交付されます（但し、単元未満株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付される。）。

(9) 本信託内の当社株式の議決権行使

信託期間中は経営への中立性を確保するため、本信託内にある当社株式（すなわち上記(5)により当社の取締役等に交付される前の当社株式）の議決権は行使されません。

(10) 本信託内の当社株式に対する剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、信託期間（上記（４）ウの信託期間の延長が行われた場合には、延長後の信託期間）の終了時に残余が生じた場合には、社会への還元策として、当社及び当社の取締役等と利害関係のない団体に寄付する予定です。

(11) 信託終了時の取扱い

信託期間（上記（４）ウによる信託期間の延長が行われた場合には、延長後の信託期間）の終了時に残余株式（信託終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある取締役等に対して、その退任時に交付することが予定される株式を除く。）が生じた場合は、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|---|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 受益者要件を充足する当社の取締役等に対し、一定の当社株式の交付及び金銭の給付をすることで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 平成27年8月7日（予定） |
| ⑧信託の期間 | 平成27年8月7日（予定）～平成30年8月31日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成27年8月7日（予定）
（平成28年5月末日からポイントの付与を開始） |
| ⑩議決権 | 行使しない |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限額 | 300百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬株式の取得時期 | 平成27年8月10日（予定）～平成27年8月31日（予定） |
| ⑭株式の取得方法 | 取引所市場より取得 |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とする。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|--|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以上